

私立高校における男女交際規制をめぐる校則判例

Regulation of Gender Relations:
A Case of School Rules in a Private High School

大津 尚志

OTSU, Takashi

武庫川女子大学 学校教育センター紀要

第9号 2024年

私立高校における男女交際規制をめぐる校則判例

Regulation of Gender Relations:
A Case of School Rules in a Private High School

大津 尚志*

OTSU, Takashi*

キーワード：校則 判例 男女交際 私立学校

はじめに

1980年代の熊本丸刈り事件に端を発する「校則裁判」は、これまで丸刈り、制服（標準服）着用、バイク、パーマ、染髪などを論点として提起されてきた（【表】参照）。本稿が扱う判例は12例目にあたる。近年、校則の問題が再び議論されるようになってきている。本稿では裁判上では新たな論点として浮上した事項を問題点とする裁判事例について検討する。「特定の男女間の交際は、生徒の本分と照らし合わせ、禁止する。」（以下、本件校則という）という校則がある私立高校で、性交渉を伴う男女交際をして自主退学勧告をうけてそれに応じて高校を中退した生徒が慰謝料など損害賠償を求めて出訴した事件の判例を分析することとする（東京地裁，令和4年11月30日，確定）^①。

【表】「校則裁判」一覧^②

事件名	判決	争われた校則	請求	結論
①熊本丸刈り事件（公立）	熊本地判昭60・11・13判時1174-48	中：丸刈り校則	校則無効確認 損害賠償請求	却下 請求棄却
②京都標準服事件（公立）	京都地判昭61・7・10判例地方自治31-50	中：標準服校則等	校則無効確認 標準服着用義務不存在確認	却下
③千葉制服事件（公立）	千葉地判平1・3・13判時1331-63 東京高判平1・7・19判時1331-61 最判平成3・9・3判例集未登載	中：制服校則	損害賠償請求	請求棄却
④兵庫丸刈り事件（公立）	神戸地判平6・4・27判タ868-159 大阪高判平6・11・29判例集未登載 最一判平8・2・22判時1560-72	中：丸刈り校則	校則無効確認	却下 控訴棄却 上告棄却
⑤千葉バイク退学事件（私立）	千葉地判昭62・10・30判時1266-81 東京高判平1・3・1判例集未登載 最三判平成3・9・3判時1401-56	高：バイク三ない校則	損害賠償請求	請求棄却
⑥高知バイク事件（公立）	高知地判昭63・6・6判時1295-50 高松高判平2・2・19判時1362-44	高：バイク三ない校則	損害賠償請求	請求棄却
⑦修徳高バイク退学事件（私立）	東京地判平3・5・27判時1387-25 東京高判平4・3・19判時1417-40	高：バイク三ない校則	損害賠償請求	請求一部認容（108万円）

* 学校教育センター准教授

⑧修徳高パーマ退学事件（私立）	東京地判平3・6・21判時1388-3 東京高判平4・10・30判時1443-30 最一判平8・7・18判時1599-53	高：パーマ禁止校則，運転免許取得禁止校則	卒業認定請求 損害賠償請求	請求棄却 控訴棄却 上告棄却
⑨大阪喫煙退学事件（私立）	大阪地判平3・6・28判時1406-60	高：喫煙処罰校則等	退学処分無効 確認	請求棄却
⑩生駒市立中学染色事件（公立）	大阪地判平23・3・28判時2143-105 大阪高判平23・10・18季教177-56 最三判平25・2・26判例集未登載	中：校則違反に対する染髪行為	損害賠償請求	請求棄却 控訴棄却 上告棄却
⑪大阪府立高校染色事件（公立）	大阪地判令3・2・16判時2494-51 大阪高判令3・10・28判時2525-328 最二判令4・6・15判例集未登載	高：染髪行為	損害賠償請求	請求一部 認容 控訴棄却 上告棄却
⑫東京都高校男女交際事件（私立）	東京地判令4・11・30裁判所ウェブサイト	高：男女交際	損害賠償請求	請求一部 認容（98万円）

1. 事実の概要

被告が設置する高校には「男女間の交際は…禁止する。」の校則があった。原告は第1学年在籍時3月頃から、交際を開始した。第2学年在籍時に通報があり、当時の担任教員から交際の有無の確認を受けたがこれを否定した。原告は指定校推薦によるG大学への進学を希望していた。第3学年の夏休みにb教諭が「指定校推薦は校則違反等をしていない模範生であることが条件となる。原告には、男女交際の噂があるが大丈夫か」と尋ねたところ「大丈夫です」と回答していた。別の女子生徒乙は原告のSNSのアカウントの画像等を示しながらa教諭に原告と生徒甲が交際している旨を報告した。a教諭は報告をうけ、令和元年11月20日に原告にスマートフォンの中身を見せるように求めた。原告は当初拒否したが、その後同意をして生徒甲と親密な様子で写っている写真を見つけるに至った。性交渉の事実の有無についても尋ねた。当初は否定していたものの繰り返し確認すると、最終的には生徒甲との間に性交渉があったことを認めるに至った。翌11月21日にa教諭は校長にむけて報告書を提出した。校長は原告の指定校推薦を取り消すとともに、自主退学勧告を決定して、b教諭に対し原告および原告の保護者に通知することを指示した。原告は11月22日にb教諭の説明をうけて、謹慎中は大学受験ができないゆえ現役で大学に進学するためには、本件自主退学勧告に応じざるを得ないと判断し、令和元年11月25日、退学願を被告に提出した。原告は、別の高校に編入したのち令和2年4月G大学法学部に入学した。令和2年10月に編入・大学受験費用、編入先高校への編入費用、学習塾費用、大学受験費用、慰謝料、弁護士費用を求めて訴訟を提起した。

2. 判決要旨

「本件高校は、本件校則の違反に対する懲戒処分等について、明確な基準は定めていない。ただし、生徒が性交渉を伴う男女交際をした事実が判明した場合には、生徒に対して自主退学を勧告することとし、仮に生徒及び保護者が同勧告に応じない場合には、1か月程度の謹慎処分とするというのが慣例であった（以下、この慣例を「本件慣例」という。）」

「本件高校は、学校教育法上の高等学校として設立されており、法律に格別の規定がない場合でも、そ

の設置目的を達成するために必要な事項を校則等より一方的に制定し、これによって在学する生徒を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。特に、私立学校は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって教育活動を行うことを目的とし、生徒もそのような教育を受けることを希望して当該学校に入学するものと考えられるのであるから、その伝統ないし校風と教育方針を校則等において具体化し、これを実践することが当然認められるべきであり、生徒においても、当該学校において教育を受ける限り、かかる規律に服することを義務付けられるものということができる。もとより、私立学校が有する上記包括的権能は、無制限なものではなく、在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものであるが、具体的に生徒のいかなる行動についてどの程度、方法の規制を加えることが適切であるとするかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、各学校の伝統ないし校風と教育方針等によっておのずから異なるものであるといわざるを得ない…。

これを本件についてみると、本件高校は、教育方針として、特に生活指導に力を入れていること等をうたっており、本件高校への入学希望者及びその保護者に対し、男女交際の禁止を含め、独自の教育的見解と指導方法をもって生徒の生活指導に当たる旨を説明している。これらの事情に鑑みれば、本件高校は、学校生活全般にわたる生活指導に注力するという特色を有しており、本件高校の生徒もそのことを受け入れて本件高校に入学しているということができる。

本件校則は、生徒が男女交際により傷付くという事態を避けるとともに、男女交際が他の生徒に悪影響を与えることを防止することにより、生徒を学業等に専念させることを目的とするものであるところ、本件校則が上記特色を有する本件高校における在学関係設定の目的と関連したものであることは明らかである。また、心身の発達途上の段階にある高校生にとって、男女交際が生活習慣の乱れ等の要因になり得ること自体は否定できず、本件校則の内容は、本件高校の教育理念や教育方針等に鑑みれば、男女交際の禁止により生徒を学業等に専念させるためのものとして、社会通念に照らして合理的なものであるということができる。」

「原告は、本件校則が生徒の人権を制約するものであり、その制約の度合いも極めて大きいから、本件校則が不合理である旨主張する。

確かに、本件校則は、私的な事柄である男女交際につき、生徒が自らの判断で決定する自由を制約する面を有するということができる。しかしながら、私立学校が独自の伝統ないし校風と教育方針によって教育活動を行うことを目的とし、これを前提として生徒も当該学校に入学する以上、生徒が在学関係設定の目的に照らして合理的な制限を受けること自体はやむを得ない。既に説示したとおり、本件校則は、本件高校における在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容は、本件高校の教育方針等に鑑みれば、社会通念に照らして合理的なものであるということができる。なお、本件校則は、「特定の男女間の交際」を禁止することのみを規定しており、禁止対象となる男女交際の範囲のほか、違反の有無を確認する方法、違反に対する指導の方法等は、本件校則の趣旨・目的を踏まえた適切な運用に委ねられているというべきであるが、このことをもって、本件校則による男女交際の禁止それ自体が不合理であるということとはできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

以上によれば、本件校則が公序良俗に反して無効であるなどということとはできない。本件校則は、本件高校の生徒を規律するものとして有効である。」

「本件高校の入学手続時の説明内容等…に照らせば、生徒及び保護者に対し、本件高校が男女交際を厳しく取り締まる方針であり、自主退学勧告があり得ることは明らかにされていたということができるが、本件高校は、本件校則の違反に対する懲戒処分等の基準を定めているわけではなく、本件慣例の存在や内

容を生徒や保護者に対して周知していたといった事情はうかがわれない。」

「本件校長は、原告に対し、本件自主退学勧告によって、本件高校を退学することを求めているのであり、特段の事情がない限り、原告らとしては、これに応じなければ、退学処分等が見込まれると理解するのは自然かつ合理的である。本件慣例によれば、原告が本件自主退学勧告に応じなければ、1か月程度の謹慎処分となることが見込まれていたということはいえるものの、上記検討のとおり、本件高校の生徒及び保護者は、本件慣例の存在及び内容を認識していなかったと認められるから、本件慣例があったことをもって、本件自主退学勧告を退学処分と同視することができないなどということとはできない。」

「現役での大学進学を強く希望していた原告にとって、本件自主退学勧告に応じない場合に予想される処分の内容（謹慎処分であれば、どの程度の謹慎期間が見込まれるのか）は、本件自主退学勧告に応じるか否かを判断する上で、重要な要素であったことは明らかであるところ、b教諭が原告父に対して「無期謹慎」の可能性をも匂わせる発言をしていたことに鑑みても、原告が、本件退学に先立ち、本件慣例の内容（特に、本件自主退学勧告に応じなければ、1か月程度の謹慎処分となる見込みであること）を具体的に認識していたとは考え難い。原告らは、b教諭の説明...を受けて、現役で大学に進学するためには本件自主退学勧告を受け入れざるを得ないと認識していたものと優に推認することができる...。

以上の検討によれば、本件の事実関係の下においては、本件自主退学勧告は、実質的にみれば、現役での大学進学を希望する原告に対し、本件高校を退学することを事実上強制するものであったといえることができる。」

「自主退学勧告は、学校の内部規律を維持し、教育目的を達成するために行われる教育的措置であるから、校長が生徒に対して自主退学勧告を行うか否かの判断は、校長の合理的な教育的裁量に委ねられるべきものである。そうである以上、裁判所において自主退学勧告が不法行為法上違法であるか否かを審査するに当たっては、校長と同一の立場に立って当該勧告をすべきであったかどうか等について判断し、その結果と当該勧告とを比較して、その適否、軽重等を論ずべきではなく、校長の裁量権の行使としての当該勧告が、全くの事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え、又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、不法行為法上違法であると判断することになるものと解される。他方において、自主退学勧告は、学校側の一方的意思表示により生徒の身分を失わせる懲戒処分としての退学処分とはその本質を異にするものの、生徒を学外に排除することを意図したものであって、退学処分と実質的に同視できるような場合には、生徒の身分に重大な影響を及ぼす措置であるといえることができるから、校則違反を理由として当該勧告をするか否かの判断においては、校則違反の態様、反省の状況及び平素の行状、従前の学校の指導及び措置、自主退学勧告をした場合又はしない場合における本人及び他の生徒への影響、自主退学勧告に至る経過等の諸般の要素を慎重に考慮することを要し、当該生徒を学外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限りて選択されるべきであると解する...。

本件においては、原告について、本件校則の違反を理由として自主退学勧告をするか否かを判断する際の諸般の要素（①校則違反の態様、②反省の状況及び平素の行状、③従前の学校の指導及び措置、④自主退学勧告をした場合又はしない場合における本人及び他の生徒への影響、⑤自主退学勧告に至る経過）に関し、以下の事情を指摘することができる。

ア 校則違反の態様

原告は、平成30年3月頃から本件交際を開始しており、本件自主退学勧告の時点で、約1年9か月間にわたり、本件校則に違反していたといえることができる。もっとも、高校生の男女交際は、それ自体が直ちに刑罰法規等に抵触するわけではなく、また、一般的に、社会通念上許容されない行為であると理解されているわけでもない。男女交際は、本件高校の生徒にとって、懲戒処分等の対象となり得る校則違反ではあ

るが、そのみをもって、本件退学規定の掲げる退学処分事由に準ずる行為に当たるとまでいうことはできない。

原告は、本件生徒甲と交際している事実を秘密にし、数人の親しい友人にのみ話しており...、本件交際が本件高校で他の生徒に広く認識され、他の生徒に動揺を与えるものであったことを認めるに足りる証拠はない。原告による本件校則の違反（本件交際）は、その態様に鑑みても、本件退学規定の掲げる退学処分事由に準ずる行為に当たるとまでいうことはできない。

イ 反省の状況及び平素の状況

原告は、本件事情聴取を経て、最終的には、本件交際の事実等を認めており...、原告による反省の態度等に特段問題があったことはうかがわれない。

原告は、本件交際の事実を告白して自宅謹慎を命じられてから本件自主退学勧告を伝えられるまでの間、事実確認等を受けるなどしたことはなく...、証人e...が、性交渉を伴う男女交際が判明した場合には、生徒の反省の有無・程度等にかかわらず、自主退学勧告をすることになる旨証言していることを併せ考えても、本件校長が、原告に対する自主退学勧告の要否を検討するに当たり、原告の反省状況等を適切に考慮したのかは疑わしいといわざるを得ない。原告は、本件高校において、身だしなみや授業態度等について注意を受けたこと...はあるが、本件自主退学勧告以前において懲戒処分等を受けたことはない。また、原告の学業成績や出席状況等に問題はなく、第1学年在籍時から継続的に学級委員を務めており、第3学年前期には指定校推薦を受けたこと等に鑑みれば、本件高校における原告の平素の行状は、概ね良好なものであったといえることができる。

ウ 従前の学校の指導及び措置

原告は、本件高校内で本件生徒甲と2人で会話している際に教員から気を付けるように声を掛けられることがあったほか、第2学年在籍時に当時の担任教員から本件生徒甲との交際を疑われないように注意を受け、第3学年の面談時には、男女交際の噂を指摘された上で、本件校則に違反していないことの確認を求められている...。しかしながら、これらの教員の言動は、飽くまでも原告に対して注意を促すものにとどまらず、教員において、原告が本件校則に違反したとして具体的な指導を行ったわけではない。そうである以上、原告について、本件校則の違反が発覚して具体的な指導を受けたにもかかわらず、これに従わずに再度違反を繰り返したなどと評価することはできない。また、本件高校は、原告につき男女交際の噂があり、何度か原告に注意したことがあったことを前提とした上で、原告について指定校推薦をしており、少なくとも指定校推薦の時点で、これらの事情を特段重視すべきものと理解していなかったことは明らかである。

原告による本件校則の違反の事実が発覚したのは、今回が最初であるところ、原告による反省の態度に特段問題はなく、本件高校における原告の平素の行状も概ね良好であったこと等...に照らせば、本件校則の違反（本件交際）につき、原告に対して教育的指導を行ったならば、今後は本件校則を遵守することを期待することができる状況にあったといえることができる。少なくとも、原告につき、本件交際が発覚して具体的な指導を受けたにもかかわらず、これに従わず、本件校則の違反を繰り返すことが見込まれる状況にあったなどということはいえない。

エ 自主退学勧告をした場合又はしない場合における本人及び他の生徒への影響

本件自主退学勧告は、大学入学試験を控えた時期において、現役で大学に進学するためには早急に本件高校を退学して転校する必要があるとの説明とともに伝えられたことに鑑みれば、現役での大学進学を希望していた原告にとって、極めて大きな影響を及ぼすものであったといえることができる。

本件慣例を前提とすれば、仮に原告が本件自主退学勧告に応じなかった場合には、1か月程度の謹慎処

分がされる見込みであったということが出来る...ところ、原告の志望校の入学試験の出願期間が令和2年2月以降であったこと...に鑑みれば、現役で大学に進学する原告の希望を前提とした場合において、原告が本件自主退学勧告を受け入れて通信制高校等に編入することが必要不可欠であったとまでいうことはできない。

また、原告の平素の行状...に鑑みても、原告による本件校則の違反（本件交際）に対する懲戒処分等につき、指定校推薦の取消しに加えて、自主退学勧告以外の教育的措置を選択した場合に、これによる訓戒的效果が不十分であることが見込まれる状況にあったともいい難い。

仮に、他の生徒らにおいて、原告が本件校則の違反を理由として退学に至ったことを認識していたならば、本件自主退学勧告（本件退学）は、他の生徒に対して本件校則の遵守の必要性等を改めて認識させるという教育的効果があるということ是可以する。しかしながら、男女交際の有無等は、プライバシー性の高い事項であり、本件交際が本件高校で他の生徒に広く認識されているといった事情も認められない以上、本件自主退学勧告や本件退学の経緯等を他の生徒に説明すること自体が相当ではない（なお、証人e...は、一般的に、他の生徒において、退学が男女交際を理由とするものであったことを知ることはない旨証言している。）。そうである以上、本件自主退学勧告（本件退学）が、他の生徒に対する教育的効果を期待し得るものであったとはいいい難い。

原告に対して自主退学勧告をしなかった場合における他の生徒らへの影響等についてみるに、既に検討したとおり、本件高校の生徒及び保護者は、本件慣例の内容を認識していなかったのであるから、性交渉を伴う男女交際について自主退学勧告がされなかったからといって、そのことにつき、他の生徒が不満（不公平感等）を抱くことは考え難い。また、本件交際の噂は、少なくとも断続的にあったことがうかがわれるものの...、原告は、本件交際の実事を秘密にしており、他の生徒において、本件交際が性交渉を伴うものであったという事実が広まっていたとも考え難い。そうである以上、原告につき、自主退学勧告ではなく、謹慎処分その他の教育的措置をすることにより、他の生徒に対し、本件校則の規範性が弛緩しているといった印象を与えることはなく、他の生徒の男女交際を助長し、学内の風紀の乱れを招くおそれがあったということもできない。

オ 自主退学勧告に至る経過

本件自主退学勧告は、本件事実聴取により本件交際の実事が判明した翌日に決定されているところ、本件報告書には、原告に対する事情聴取の経緯のみが記載され、本件交際が他の生徒に与えた影響等に関する記載部分はない...。

b 教諭が作成した令和元年11月25日付け退学審査書...には、「一線を越えていることと、級友など周りの人間もあまりにも状況を知りすぎているため退学勧告となった。」と記載されているが、既に検討したとおり、本件交際が本件高校で他の生徒に広く認識されていたといった事情を認めるに足りる証拠はない。...本件全証拠によっても、原告と本件生徒甲との交際が噂になることがあり、一部の限られた生徒が本件交際の実事を知っていたということを超えて、本件交際が他の生徒の学習教育環境に具体的な支障を与えていたといった事情を認めることはできない。...

上記検討のとおり、本件自主退学勧告が僅か1日で決定され、その際に考慮した具体的事情も明らかでないことに加え、本件高校における原告の平素の行状が概ね良好なものであったこと、証人eが、性交渉を伴う男女交際が判明した場合、生徒の反省の有無・程度等にかかわらず、自主退学勧告をする旨証言していること等を併せ考えれば、本件自主退学勧告は、本件慣例に依拠し、これを形式的に適用して決定されたものであると評価せざるを得ない。」

「交際相手の有無や性交渉の有無は、私生活上の事柄であり、本件校則の違反の有無・程度の確認や調

査には限界があるといわざるを得ず、本件校則の運用に当たっては、この点を十分考慮する必要がある。本件慣例によれば、生徒が本件校則の違反を真摯に反省し、性交渉を伴う男女交際の事実を告白した場合、その他の事情にかかわらず、自主退学勧告を受けることとなるが、このような運用が、本件校則の趣旨・目的に沿っているとはいいい難く、教育的措置としての懲戒処分等の公平の観点からも問題があるといわざるを得ない...。」

「上記検討によれば、本件校則の違反への対応において、本件高校内の秩序維持の観点から、性交渉の有無を重視することを前提としても、当該違反が他の生徒に与えた影響、反省の有無・程度等を全く考慮せず、性交渉があったことのみを理由として、自主退学勧告をすることは、社会通念上著しく妥当を欠き、本件の事実関係の下では、本件自主退学勧告は、本件校長が有する教育上の裁量の範囲を超えるものといわざるを得ない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。」

「本件事情聴取の態様についてみても、a教諭は、本件事情聴取の際、原告に対して威圧的な態度をとることはなく...、本件事情聴取が相当長時間に及んだこと等を踏まえても、a教諭が原告に対して本件交際等の事実を認めることを強制したなどということとはできない。この点に関し、a教諭が本件生徒乙を同席させたこと...の当否については疑問の余地はあるが、本件生徒乙に対して本件報告の根拠となったSNSの画像等を示してもらったと考えられることに加え、本件生徒乙の同席について他の教員に相談していたこと...等を併せ考えれば、a教諭が本件生徒乙を同席させたことが違法な措置であったとまでいうことはできない（なお、原告は、本件生徒乙が同席している間、本件交際等の事実を否定していた）。

以上によれば、本件事情聴取が不法行為法上違法であるということとはできない...。」

原告の請求のうち、編入手続き費用から授業料返金を差し引いた分、8万5426円、「卒業間近の時点で、それまでに友人関係等を築き、愛着のある本件高校を退学するという重大な決断を迫られたほか、短期間のうちに編入先高校に編入した上で大学受験に向けた準備をすること等を強いられたことに精神的苦痛の慰謝料として80万円の請求、弁護士費用のうち9万円の請求が認められた。

3. 争点の検討

本稿では、以下の争点（校則一般にかかわる①～④、および本件の具体的争点となる⑤～⑦）について検討する。

① 本件校則の有効性について

本訴訟では、生徒手帳に記載されている校則そのものの無効確認という争い方をしてはいないが、公序良俗に反して無効であるという主張をしている。そもそも、法的な存在ではない校則にどのような法的性質を認めるかは必ずしも見解は一致しない。

本ケースでは生徒手帳に記載されている校則に「特定の男女間の交際は、生徒の本分と照らし合わせ、禁止する。」⁹とある。判旨は「設置目的を達成するために必要な事項を校則等より一方的に制定し、これによって在学する生徒を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。...私立学校が有する上記包括的権能は、無制限なものではなく、在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認される」ここでは三菱樹脂事件を引用している昭和女子大事件¹⁰および、修徳パーマ事件の最高裁判決の引用をしており、従前の最高裁判例の枠に従ったといえる。原告の「生徒の人権を制約するもの」という主張は退けられている。

校則の適法性が公立学校・私立学校とわずに「社会通念に照らして合理的」という基準で審査されるとするのは、これまでの判例がとる立場といえる。私立学校には経営者に独自の方針をたてる自由はある（ただし、教育基本法第6条に規定があるように「公の性質」を有することには変わらない。また、私立学校は公的な助成をうけていることもある。）しかし、およそ人権に関わりかねないことに「社会通念に照らして」という審査基準⁶では、およそ社会の多数派に従うことを少数派に強いるという結果をまねくという問題があると考えられる。

校則そのものが有効だとしても、その後の運用いかんによって損害賠償の責が発生することがありうるのは判旨も示しているとおりでである。

② 校則の目的について

校則がある行動を規制するとして、その目的および手段の妥当性が問われることとなる。本件では「生徒がその未成熟さから男女交際によって精神的・肉体的な痛手を受けて傷付くおそれがあるため、生徒をそのような事態から守るとともに、非行や他の生徒への悪影響を防止して生徒の健全な育成を図り、適切な自己決定ができる資質・能力を育成しつつ、高校生の本分である学業等に専念する時間を確保することを目的とするものである。」と述べている。

「生徒の未成熟さから、痛手を受けるという事態から守る」という目的は、婚姻が認められる年齢に達する高校生（民法第731条により婚姻ができる年齢が18歳（この事件の時点では女子は16歳））の年齢において、過度かつ不要のパターナリズムということにならないか。

「非行、他の生徒への悪影響の防止」という目的は、男女交際により非行につながる可能性が高まるということはおそらく実証されていないし、非行が激減している今日においては不要ともいえる目的である⁶。また、「他の生徒への悪影響」をいうのであれば、懲戒処分等をもってのぞむほどの悪影響があるということの度合いに達していることが必要であろう。このケースはそれにあたらないと判断された。

③ 規制の内容について

校則自体は有効であったとしても、その運用の仕方が問題となることがありうる。目的が正当化されたとしても、規制手段はどこまで認められるか。たとえば、「目上の人に対しては常に尊敬の念をもって接しよう」という校則は「社会通念に照らして合理的」とはいえるにせよ、校則違反を理由に懲戒処分等の対象となるということは、おそくないであろう。校則には「生活指導基準」あるいは「努力目標」として書かれている事項もあり、違反がただちに懲戒処分等の対象になるとは限らない。

本ケースでは「男女交際は、本件高校の生徒にとって、懲戒処分等の対象となり得る校則違反」と述べている。判旨は「懲戒処分等」という語句が何度もでてきているが、その範囲は定義されていない。本件高校の規定が「懲戒処分」として挙げているのは「戒告、謹慎、停学および退学」である。「等」に「自主退学勧告」が含まれるのは間違いないであろうが、口頭による注意など事実上の懲戒をうける範囲も含めてかもしれない。

当該学校は、保護者に対する説明として「男女交際」の具体的内容として、「在校中1対1の特定の交友、男女関係、同棲・婚姻など」と述べている。本件の場合、「男女交際（性交渉を伴う）」の規制は合法、ゆえに聴取を行うことや、指定校推薦の取消は合法とされた。どこまでの内容が許される範囲、どこからの範囲が「懲戒処分等」の対象となるかを判旨は特に述べていない。

婚姻までの規制となると、前述した民法第731条を超えることになる。婚姻の前程となる交際という行動も規制できるのか。そういった問題が残っているとは考えられる。法律をこえる規制を認めることは、

学校に「法改正を行うに等しい権限を与えていることになる」^⑦といわざるをえないのではないか。

④ 「校則を受け入れて入学している」という点について

判旨によると、入学希望者及びその保護者は生活指導方針について事前に説明している。それで、「本件高校の生徒もそのことを受け入れて本件高校に入学しているということができる。」と述べている。

「事前に知っていて入学したのだから」従わなければならないのかということ、かつての判例でも神戸高専事件の最高裁判決は、「自らの自由意思により、必修である体育科目の種目として剣道の授業を採用している学校を選択したことを理由に、先にみたような著しい不利益を被上告人に与えることが当然に許容されることになるものでもない。」^⑧と述べている。入学すれば剣道の授業があることを事前に知っていたとしても、代替措置を求めることが認められることがある。事前にわかっていたから従うべき、という論法は当然には成り立たない。

⑤ 本件における指定校推薦の取り消しについて

本件の場合、校則違反による「指定校推薦の取り消し」に関しては、推薦をうけるときに、教諭の一人が原告及び原告母に対し、「指定校推薦は校則違反等をしていない模範生であることが条件となる。」と述べたということを判旨では言及されている。それゆえか、指定校推薦の取り消しに関しては判旨は全く問題にしていない。校則違反を理由に即座に「指定校推薦の取り消し」に及ぶというのも問題性を有しているといえないか。「校則違反等をしていない」というのは、きわめて軽微な違反であっても取り消すということになりかねないか。最初に指定校推薦の対象となる生徒を決めるとき、一度きめた推薦を取り消すときでは、後者のほうが裁量権の範囲は狭まるのも通常であろう。これは、自主退学勧告と同様に「生徒の将来を決定する」だけの重大な措置だけに慎重さが求められるとはならないか。

⑥ 本件自主退学勧告の違法性の有無について

本件では、昭和女子大学事件、神戸高専事件、修徳パーマ事件を引用したうえで、自主退学勧告についても退学処分と同様に「当該生徒を学外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限って選択されるべきであると解する」と述べている。この点でも従前の最高裁判例の枠組みに従ったものという。

ところで、自主退学勧告を拒否した場合は退学処分になる、といわれるのが通例であることは判旨も述べている。これまで法的な懲戒処分ではない自主退学勧告を司法審査の対象にした判例は多いが、自主退学勧告とは退学処分としての経歴を残さないためであり、いずれも「受け容れなかった場合は退学処分」という運用が多くの学校でされている。

本ケースでは「1か月の謹慎」とすることを「本件慣例」とよび、そのような慣行が本件高校に存在するという事実認定をしている。それでは、反省の意を示して勧告をうけ入れた生徒のほうが、勧告を拒否した生徒より「軽い」処分となるというのは不自然である。それは、5年間の間に自主退学勧告をうけたのが2名だけだったという点からも推測できる。本判決は「1か月程度の謹慎になる」ことを生徒側に認識させることができていなかった、学校側の不手際を判決は指摘している。いずれにせよ、懲戒処分等を行う際の手続きが明確化できていなかったこと、それができなくても生徒に明確に伝えることができていなかったことを損害賠償の責に任ずる行為と認定している。ただ、これは、学校側が「自主退学勧告」は「退学処分と同じではない」というためにそのような主張をしたという見方ができないか。いずれにせよ、不自然な主張を裁判所は認めたのではないか、という問題がある。

⑦ 本件事情聴取の違法性の有無について

判旨は、「交際相手の有無や性交渉の有無は、私生活上の事柄であり、その意思に反して回答を強制することが許されるものではない」と述べている。長時間に及んだことは判旨も認めている。しかし、聴取にあたって、「回答を強制するものではない。任意である」ということを明示していた形跡はない。交際や性交渉は、学校外において行われていることであり、プライバシーにもかかわりそもそも聴取すべきことではないという考えもありうる。

処分等をうけるときに「現役で大学に進学するためには早急に本件高校を退学する必要があるとも説明していた」と事実認定されているが、自主退学に応じなかった場合の「弱い立場」に追い込まれる原告にとって、むしろ「おどし」ともとりうる聴取が行われていたともいえる。

懲戒処分等の手続きや聴取の違法性に関して、本件での学校側の行動に問題があったことが厳しく指摘されている^⑨。

4. むすびにかえて

本件は、「校則裁判」としては修徳バイク事件以来2例目にあたる「勝訴例」といえる。処分等を行う際に学校側に事実誤認があった、また自主退学勧告という重い懲戒処分等をだすほどの事例になかったゆえに原告一部勝訴判決がでたといえる。校則による規制やそれに基づく懲戒処分等がどこまでは認められるかの範囲については、曖昧なままに残っているといえる。

本件はまた、過去の多くの最高裁判例を引用してその枠組みに準拠している。学校が「懲戒処分等」を行うにあたって実体法的な問題にも手続法的な問題としても不手際を指摘している。「男女交際は、…禁止する」の禁止の範囲が明らかにされていなかったこと、違反があった場合の対応が明確な基準によらなかったことなどである。校則の記述の曖昧性や懲戒処分等の手続きが曖昧になっていることは、日本の校則の問題性として指摘されるところである^⑩。懲戒処分手続きは校則でなく学校の内規などによって定められることもある。いずれにせよ不備があったことには変わりはない。判決は、学校側にそのような問題性に警告を与えるものと受け取ることは可能ではないか。

註

- (1) https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/713/091713_hanrei.pdf 先行する評釈としては、小野田正利「交際禁止校則は社会通念上合法、ただし退学勧告は違法」『月刊高校教育』56(9), 2023年, 74-77頁, 星野豊「校則違反に対する退学勧告指導の妥当性」『月刊高校教育』56(9), 2023年, 94-97頁がある。本稿は先行研究にない点を取りあげている。
- (2) 市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂, 2007年, 144頁をもとにして、大津が作成。
- (3) 何が「男女交際」にあたるのか、という曖昧性があるといわざるをえない。また同性間の交際は問題視されなくてよいのか、という問題も発生する。星野, 前掲論文参照。
- (4) 三菱樹脂事件最高裁判決(昭和48年12月12日)は「自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障することを目的とした規定であつて、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでない」と述べている。
- (5) なお、「社会通念」を問題とするものとして、樋口陽一「個人の尊厳と社会的権力」樋口陽一ほか編『新版 憲法判例を読み直す』日本評論社, 2011年, 31-42頁, 40頁以下。
- (6) 『令和4年版 犯罪白書』日経印刷, 2023年。非行少年率, 刑法犯, 不良行為少年の人口比がいずれも昨今の15年で大きく減少していることが示されている。(104, 106, 114頁)

- (7) 世取山洋介「校則『違反』と懲戒処分」『季刊教育法』(77) 1989年,26-31頁.
- (8) 最高裁, 平成8年3月8日。『判例時報』1564号,3頁.
- (9) 小野田, 前掲論文参照。
- (10) 例えば, 大津尚志『校則を考える』晃洋書房,2021。